

# 「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム（WT）」

## 第6回帳票WT議事概要

日時：令和3年3月25日（木）10：00～12：00、13：00～17：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

|        |                           |              |          |        |             |      |
|--------|---------------------------|--------------|----------|--------|-------------|------|
| 高野 未来子 | 東京都                       | 主税局          | 資産税部     | 固定資産税課 | 電算指導班総括     | 課長代理 |
| 藤田 智久  | 浜松市                       | 財務部          | 資産税課     | 主幹     |             |      |
| 熊野 直美  | 神戸市                       | 行財政局         | 税務部      | 固定資産税課 | 家屋・償却資産指導担当 | 係長   |
| 天田 功   | 前橋市                       | 財務部          | 資産税課     | 副参事    |             |      |
| 大川 孝明  | 三鷹市                       | 市民部          | 資産税課     | 資産税係   | 主事          |      |
| 毛涯 満   | 飯田市                       | 総務部          | 税務課      | 資産税土地係 | 主査          |      |
| 吉野 元久  | 富士市                       | 総務部          | 情報政策課    | 主幹     |             |      |
| 伊藤 貴俊  | 豊橋市                       | 財務部          | 資産税課     | 主事     |             |      |
| 本山 政志  | 埼玉県町村会                    | 情報システム共同化推進室 | 室長       |        |             |      |
| 堀内 芳樹  | 地方税共同機構                   | 企画部          | 企画研修グループ | 課長     |             |      |
| 吉本 明平  | 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC） | 企画部          | 担当部長     |        |             |      |

欠席：

|       |      |             |       |     |  |  |
|-------|------|-------------|-------|-----|--|--|
| 橋崎 裕樹 | 三条市  | 総務部         | 税務課   | 係長  |  |  |
| 中井 祐一 | 南国市  | 税務課         | 係長    |     |  |  |
| 三木 浩平 | 内閣官房 | 情報通信技術総合戦略室 | 政府CIO | 補佐官 |  |  |

（総務省）

|        |     |       |        |      |  |  |
|--------|-----|-------|--------|------|--|--|
| 古川 大樹  | 総務省 | 自治税務局 | 固定資産税課 | 課長補佐 |  |  |
| 中谷 明博  | 総務省 | 自治税務局 | 固定資産税課 | 課長補佐 |  |  |
| 山西 幸之助 | 総務省 | 自治税務局 | 固定資産税課 | 主査   |  |  |
| 白石 順四郎 | 総務省 | 自治税務局 | 固定資産税課 | 事務官  |  |  |

### 【議事次第】

1. 帳票要件の検討（償却資産に関する要件）
2. 帳票要件の検討（償却資産以外の要件）

### 【意見交換（概要）】

1. 帳票要件の検討（償却資産に関する要件）

#### ■外部帳票 31. 償却申告案内（汎用紙）について

- 償却資産申告書、償却資産種類別明細書については、それぞれ、「汎用紙」、「専用紙」、「複写式」と3つの用紙を定義しているが、「汎用紙」を必須とし「専用紙」と「複写式」についてはオプションとす

る。この方針で良いか確認したい。

- 複写式とは何を指すか。申告書提出書面、控えとして提供する書面、申告内容をOCRやパンチで入力する書面の3種類が考えられるので、本項目での複写式がどの範囲を指すか確認したい。
- これまで納税義務者に対して3枚綴りの複写式を提供していた。その3枚のうちどれが本帳票要件に言う複写式に該当するかという質問の意図である。本項目では3枚綴りでの複写式ではなく、eLTAXや各団体の自前システムによる運用に切り替えていく運用を今後の想定として、複写式をオプション項目と整理している。
- システム側では、専用紙にも汎用紙にも印刷することが可能な仕様になるということか。
- 御認識のとおり。

#### ■内部帳票 39. 大臣・知事配分一覧表について

- 帳票 No. 39 大臣・知事配分一覧表の出力条件について、「対象となる期別を指定できること。」との条件を追加したい。
- 「期別」の意味を確認したい。
- 各団体の運用に基づく納期の期別という意味で想定している。
- 納期別に出力できる機能はどのような活用方法を想定されているか。
- 出力条件に追加することについて大筋として合意しているが、現状で特に納期別で出力する運用はなく、本市としては有用性を感じていない。
- 本項目の条件追加について必要としたいとする構成員意見が無い場合、帳票要件に追加しない方向で整理をする。別途、個別に構成員及び意見発出団体に確認する。万一、必要性を説く意見があれば次回以降のWTで再度の議論とする。

#### ■外部帳票 18・22. 固定資産課税台帳管理について

- 申告後に課税庁側のチェック作業等で修正があった場合等に、最終の課税台帳情報を納税義務者が固定資産税システム上で確認する機能が必要との意見を受けたため、No. 18とNo. 22の備考欄に「対象年度を現年度及び過年度とした場合は、固定資産税システム上に登録されている償却資産課税台帳上の情報が印字されること。(納税義務者からの閲覧申請等を想定したもの。)」と追加したい。
- 帳票形式としては同一だと思うが、恐らく印字内容が異なる。納税者が記入する帳票と入力後に結果として出力される帳票は別帳票なので、別途に定義した方がいいのではないかと。
- No. 18とNo. 22の備考欄に定義するのではなく、印字用帳票を別途に定義づけることで要件を修正することでいかがか。
- 基本的には同意見。様式は概ね同一だが相違点が微細であるため、同じ様式を用いて、印字の出力制御で調節する定義付けも可能と考えるがいかがか。
- 御認識のとおりである。但し、今回はより分かりやすさを重視して、別途に印字用帳票を定義することとする。
- 承知した。

## 2. 帳票要件の検討（償却資産以外の要件）

#### ■外部帳票 1. 土地（補充）課税台帳（閲覧用）について

- 帳票の文言について、「納税義務者」を「納税義務者」と印字すべきか、「所有者」と印字すべきか WT 構成員に確認したい。
- 当市では、法務局とすり合わせた訳ではなく、ベンダが出力する様式が「納税義務者」となっている。印字項目としては納税義務者しか印字されない。
- 登記人と現所有者が異なる場合の取扱いについても、納税義務者のみが印字されているのか。
- 御認識のとおり。
- 「納税義務者」が良い。名寄帳と課税台帳については、管理人欄があり、実際の現所有者や相続人代表者等を管理している。その他、土地の課税台帳等は所有者と印字されているが、現所有者が表示されているケースもあり、システムにおける用語管理上の整合性が確保できていない。
- 実質的には納税義務者が印字されており、納税義務者と登記名義人が異なる場合は、備考欄に登記名義人が印字される。どちらかと問われれば、「所有者」の方が良いと考える。
- 登記名義人の印字はなく、「所有者」として表記されている。登記名義人を印字しない理由としては、特に必要性を感じていないため。
- 対外的な印字は「納税義務者（所有者）」となる。納税義務者と所有者が異なる場合は、別途記載している。
- 「所有者」が良い。課税台帳の所有者履歴の最新情報を表示する場合もあるため納税義務者と言いがたい。名寄帳は課税台帳の集合体の位置づけであるため、課税台帳に合わせて所有者と表記しており、登記名義人は記載されていない。
- 承知した。構成員意見が分かれるため保留として、改めて整理した事務局案を提示したい。

#### ■外部帳票 58. 名寄帳兼（補充）課税台帳について

- 本帳票に、「土地 所在地 仮換地先もしくは従前地番」の項目を追加する必要性を確認したところ、必要と意見する構成員が多かったため実装すべき項目として要件化したい。
- その他の証明書にも同様の対応を検討しても良いとご意見を頂いているが、どの外部帳票を想定されているか。
- 評価証明書や課税証明書を想定している。外部帳票として各種証明書間の内容が整合的であればと考えて意見した。
- 上記の外部帳票について、他団体の意見も確認したい。
- 本市も同様に、証明対象となる土地が仮換地であることが分かった方が証明書を取られる方にも分かりやすいと考える。
- 換地関係は税証明としては不要。区画整理の担当部署がやるべきと考えている。
- そもそも機能要件上、実装してもしなくてもいい（オプション）機能として認識していた。全体の数としては少ないので、レイアウトへの影響も考えてオプション機能が適している。
- 備考欄に記載すれば、レイアウトへの影響は少ないのではないか。
- 備考欄への印字は他の内容も表示しているため、欄のスペースとして確保できるか懸念。
- 対象物件が、仮換地・従前地であるというのは帳票上で把握が可能か。
- 本市では、評価と公課の証明書について、仮換地土地の場合に 2 段目に従前地所在を記載できるようになっている。
- 従前地に課税する場合は、仮換地先を印字しないということか。

- 御認識のとおり。
- 公課証明は従前地と仮換地が表示、所在地は従前地、仮換地については仮換地街区符号と2段書きとなる。登記は従前地、課税は仮換地として整理している。
- 登記前に課税する場合はどうか。
- 従前地に課税する場合は所在地に従前地が記載され、仮換地街区符号は空白である。仮換地に課税する場合は所在地に従前地が記載され、仮換地街区符号に仮換地が記載される。
- 本市では、区画整理地区が無く、換地処分が発生していない。
- 実務では様々な運用がなされていることを確認できた。保留として、意見発出団体に確認した後に改めて事務局案を提示する。

#### ■外部帳票 78. 評価証明書について

- 本帳票について、登記所から近傍地価格を求められたときに現行実務上どのように取扱っているか（システムで出力できるか、手書きしているか等）意見をお聞きした次第である。この点、①登記所に対してどのタイミングで渡しているか、②近傍単価をシステム上管理しているか、③登記所との間で様式が定められているかについて確認したい。
- 登記所にデータを連携する訳ではなく、証明書に記載している。このため、登記所に直接通知する業務はない。
- あらかじめ法務局に標準宅地単価を伝えているため、証明書に記載していない。データは近傍宅地に限ったものではないが、近傍地のデータも渡しているので法務局で対応していただいている。
- 登記所から請求が来たら随時、評価証明書を発行している、システム管理はしておらず、証明書発行時に手書きで対応している。
- 登記官からの依頼に基づき随時発行しておりシステム上で管理はしていない。近傍地に該当する土地の証明書を発行しているが、近傍地の指定は本市ではやっておらず、依頼書にある土地の証明書を出力して対応している。
- 本市は法務局へデータを提供していない。窓口対応等の際には、近傍地を調査して手書きの内容を提供している。
- 本市は一部近傍価格を保持している場合もあれば、田畑は手書きしている場合もある。
- 登記官からの依頼書に、手書きで記載している。
- 近傍地の決定は登記官が行っているのか。
- 本市で決定している。
- 全ての土地に近傍地としての設定がされており、Excelで一覧管理している。Excel上で見つけた該当地をシステムに手打ち入力し、システム上から出力された帳票を添付して提供する。
- 近傍地の取扱いについてWT構成員間でも運用が様々であることが確認できた。法務省と協議した後に、結果を共有させていただく。

以上